

世田谷区障害者雇用促進協議会

令和2年度

活動報告書

世田谷区障害者雇用促進協議会

目 次

◆世田谷区障害者雇用促進協議会概要	2
◆活動報告	
(1) 概要	6
(2) 総会（書面開催）	7
(3) 障害者雇用促進フォーラム2020	9
◆ 感謝状贈呈	10
(4) 障害者雇用支援プログラム	13
◆巻末資料	
(1) 会則	18
(2) 感謝状贈呈基準	24
(3) 令和2年度事業計画	25
(4) 構成団体名簿	26

世田谷区障害者雇用促進協議会概要

本協議会の理念

本会は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者の自立と社会参加を図るため社会的責務を自覚し、関係団体・機関との連絡調整、情報交換を行い、区内の企業、事業所、学校、行政が互いに協力し、障害者雇用への理解と啓発を増進し、もって障害者の雇用を促進する。

1. 協議会の設置目的

地域の産業団体、特別支援学校、区、ハローワーク、関係機関、福祉施設ほか団体の連携により、地域における障害者雇用の促進を図る。

2. 協議会の取り組み

- ・ 障害者雇用促進のための事業者への啓発活動
- ・ 障害者雇用に向けた事業者・施設・関係団体・行政の連携とネットワークづくり
- ・ 工賃アップに向けた取り組み、支援

3. 協議会構成

(1) 構成団体

① 産業・労働・行政

★東京商工会議所世田谷支部、★(公社)東京青年会議所世田谷区委員会、
★世田谷区(総合支所保健福祉センター保健福祉課、健康づくり課、経済産業部、世田谷保健所、障害福祉部)、★(公財)世田谷区産業振興公社、○世田谷区商店街連合会、○(公社)世田谷工業振興協会、○渋谷公共職業安定所、渋谷労働基準監督署、(公財)東京しごと財団

② 福祉施設・教育機関

★東京都立青鳥特別支援学校、○世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ、世田谷区就労支援施設ゆに(U N I)、社会就労センターパイ焼き窯、世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファーム、ほか持ち回り区内3施設、東京都立光明学園

③ 障害者支援

○世田谷区障害者福祉団体連絡協議会、特定非営利活動法人障害者支援情報センター、世田谷区障害者就労支援センターしごとねっと、すきっぷ就労相談室、ゆに（UNI）、障害者就業・生活支援センター アイ - キャリア、東京都発達障害者支援センター、東京障害者職業センター、東京都立中部総合精神保健福祉センター、世田谷区立保健センター、(株)世田谷サービス公社、(福)世田谷区社会福祉協議会、(福)世田谷区社会福祉事業団

★＝常任幹事会構成団体(5団体) ○＝常任会構成団体(5団体＋常任幹事会)

* 常任幹事会の幹事互選により、会長・副会長(2名)を選任

(2) 事務局

東京商工会議所世田谷支部、(公社)東京青年会議所世田谷区委員会、世田谷区(障害福祉部障害者地域生活課、経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課、世田谷保健所健康推進課)

4. 協議会活動

各年度、常任幹事会が中心となり総会、フォーラム、研修会等を実施する。

(1) 常任幹事会

協議会事業計画の具体化に向け事業を計画、実施する。事務局の役割を担い年間3回程度開催している。

(2) 総会

例年5月に開催する。全構成団体が出席し、昨年度事業報告と、常任幹事会から提案された新年度事業計画を決定する。このほかメンバーによる意見交換、情報提供、障害者雇用や障害者就労をテーマにした講演などを開催している。

(3) 障害者雇用支援プログラム

世田谷区障害者雇用促進協議会・ハローワーク渋谷・世田谷区の共催により、平成22年度より実施。障害者雇用に向けて取り組む企業を対象に、特別支援学校や障害者施設の見学会、障害者雇用の疑問を解消する講演会、企業による雇用事例発表会等を、年間6回程度の連続プログラムとして実施している。

(4) 障害者雇用促進フォーラム

参加者は事業者、障害当事者や保護者、福祉施設関係者、関係団体のほか、一般参加も可能。障害者雇用に関するパネルディスカッションや講演、施設製品の

販売等を通して事業者・施設・関係団体の交流を深め、ネットワークづくりを進めることを目的としている。また、障害者の就労支援に協力し、その活動実績が顕著な事業所に感謝状を贈呈している。

平成 29 年度以降から、区主催の「区民ふれあいフェスタ」と合同で、12 月の日曜日に開催することとなった。

(5) 事業者等への説明

産業団体の会合や団体との共催で、事業者には協議会や区の取り組みを説明する。

5. 協議会の沿革

- ・平成 14 年 11 月 19 日 障害者雇用への取り組みにおいて東京商工会議所世田谷支部と世田谷区の連携が進むなか、東京青年会議所世田谷区委員会の協力のもと、シンポジウム「障害者雇用における挑戦」を開催。
この成果を踏まえ、東京都立青鳥特別支援学校も含めた 4 団体で「世田谷区障害者雇用促進協議会」設立を決意、各方面に賛同と参加を呼びかけた。
- ・平成 15 年 11 月 18 日 「世田谷区障害者雇用促進協議会発足式」開催、協議会設立。
「障害者雇用促進記念イベント」を同時開催。
- ・平成 16 年 4 月 22 日 第 1 回総会を開催。
- ・平成 16 年 11 月 16 日 「障害者雇用促進イベント」開催。以後、平成 24 年まで毎年テーマを変えて実施。
- ・平成 18 年 11 月 21 日 「障害者雇用促進イベント」にて、障害者の就労支援に協力し、その活動実績が顕著な事業所に感謝状を贈呈。以後、毎年実施。
- ・平成 22 年度～ それまで個別に行っていた企業向け勉強会・研修会を「障害者雇用支援プログラム」として体系化。以後、毎年実施。
- ・平成 23 年 5 月 27 日 広報紙「Waになるネット」創刊。以後、年 2 回程度発行。
- ・平成 25 年 11 月 5 日 企業にとって魅力ある活動となるよう、「障害者雇用促進イベント」に代わり、新たに「障害者雇用促進フォーラム」を実施。以後、毎年実施。

活 動 報 告

令和2年度 世田谷区障害者雇用促進協議会 活動報告（概要）

件名	日時	内容	会場	
総会	書面開催	【議案】 ・令和元年度活動報告（案）について ・令和2年度事業計画及び活動計画（案）について 【報告】 ・区の取り組みについて ・障害者雇用を取り巻く状況について	—	
常任幹事会	第1回	書面開催	—	
	第2回	9/16(水) 11:00～	・「障害者雇用支援プログラム」の実施状況及び計画 ・障害者雇用促進フォーラム2020の内容について ・感謝状贈呈企業について	オンライン
	第3回	3/29(月) 14:00～	・令和2年度の活動報告 ・令和3年度の活動について	オンライン
障害者雇用支援プログラム	第1回	①10/23(金) ②10/30(金) 10:00～	障害者就労支援施設「すきっぷ」見学会 ～知的障害者とともに働くイメージを作る～ 【参加】 企業9社11名、ほか17名、計28名	世田谷区立障害者就労支援センター すきっぷ
	第2回	3/24(水) 14:30～	世田谷区障害者雇用促進協議会感謝状贈呈企業による障害者雇用事例紹介 【参加】 企業12社12名、ほか20名、計32名	オンライン
	雇用促進フォーラム2020	中止	例年12月に開催しているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。感謝状贈呈のみ個別に実施した。 【感謝状贈呈企業】 雇用支援4社、授産活動1社	—

※プログラム全2回で、のべ企業17社18名、ほか21名、計39名が参加

<参考>

平成24年度から令和2年度までの9年間で、プログラム参加企業のうち、82社が189名の障害者を雇用した。（区内施設や障害者就労支援センター経由での雇用実績）

**令和2年度
世田谷区障害者雇用促進協議会
総会（書面開催）**

I. 議事

(1) 令和元年度協議会活動について（承認）

- ・ 障害者雇用に取り組む企業の不安や疑問を解消するための研修会「障害者雇用支援プログラム」を継続的に実施した。参加する企業のニーズに応えた内容となるよう工夫し、実際に企業で働いている障害のある方からのお話や、要望が多かった障害者雇用に関する失敗事例等も多く取り入れた。また、障害や障害者への具体的なイメージを持っていただけるよう、特別支援学校や障害者施設への見学会など、座学にとどまらない内容で構成した。ハローワーク渋谷の「雇用研究会」とも連携しながら、全6回のプログラムに、のべ 106 社 127 名の企業、ほか 495 名に参加いただいた。
- ・ 区民や企業の障害理解促進とネットワークづくりを進めるため、障害者雇用促進フォーラムを 12 月に実施した。区民ふれあいフェスタと合同で開催し、障害者雇用や障害者施設の授産活動に積極的に取り組まれた企業へ、区長からの感謝状の贈呈を区民会館ホールで行った。障害者の就労支援に大きく貢献している企業への感謝状を、「雇用支援（障害者雇用への貢献）」で 12 社、「授産活動（障害者施設への発注の貢献）」で 2 社に贈呈させていただいた。また、感謝状贈呈企業のうち、ソニー希望・光株式会社のご担当者様と実際に就職した方と、平成 30 年度の感謝状贈呈企業の株式会社オオゼキのご担当者様にお越しいただき、就職までの取り組みや就労支援センターとの連携、現在の仕事の内容などをお話いただいた。そのほかにも、当協議会に関する展示や、就労支援センター・施設に関する展示・情報コーナーなど、障害者就労に興味をもっていただくような情報の発信を行い、283 名の方々に参加いただいた。

(2) 令和 2 年度協議会活動について（承認）

※活動内容の詳細は、本冊子を参照

世田谷区障害者雇用促進フォーラム 2020

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(感謝状贈呈のみ個別に実施)

感謝状贈呈

世田谷区障害者雇用促進協議会では、障害者の就労支援に協力され、その活動実績が顕著であった事業所に感謝状をお渡ししています。

今年度は、「雇用支援」（障害者雇用への貢献）で4社、「授産活動」（障害者施設への発注の貢献）で1社に贈呈させていただきました。また、記念品として、区内障害者施設の製品をお贈りしました。

雇用支援 ※順不同

◆株式会社 電通そらり 様（港区）

本社共用部の清掃、機密文書回収、事務補助、書類の電子化などの業務に、区民の方が3名、うち1名の方が6年以上働いています。

それぞれに担当のメンターがおり、仕事のみならず生活の相談にも乗るなど、一人一人に寄り沿ったきめ細やかな支援をしていただいています。また、障害特性に合わせた伝達方法の配慮や、配置転換を行うなど、柔軟な対応をしていただくことで、安定した雇用につながっています。

◆株式会社ファーマみらい 薬局ファーマシー・フォー・ファーマシーズ 様（世田谷区）

薬剤のピッキングや発送準備、清掃などの環境整備の業務に、区民の方が2名、うち1名の方が2年以上働いています。

ご本人と定期的に面談を行い、課題がある場合には、支援機関と連携しながら対応していただいています。また、ご本人がどのようにすれば働きやすいかという意識が高く、障害特性や配慮事項を学ぶ場を定期的に設けるなど、職場内での理解啓発にも積極的に取り組んでいただいています。

◆株式会社学研スマイルハート 様（品川区）

各種印刷、宣伝物・贈呈本の封入、データ画像編集などの業務に、区民の方が1名、3年以上働いています。

毎朝の朝礼で、業務の進捗と体調について全体で共有し、各社員のスキルに合わせ業務の割り振りをしていただいています。また、上司との定期面談の中で、障害に配慮した勤務時間の相談等ができる体制が整っており、安定した雇用につながっています。

◆まいばすけっと株式会社 様（横浜市）

商品整理、品出し、在庫整理、簡単な接客などの業務に、区民の方が6名、うち3名の方が2年以上働いています。

困った時に担当職員に常に相談できる体制や、常に向上心をもって取り組むことができるよう、課題を提示するなどの対応をしていただくことにより、スタッフは意欲的に働くことができます。支援機関とも積極的に連携し、スタッフ一人一人を大切にしてくださっています。

授産活動 ※順不同

◆株式会社モノファクトリー 様（昭島市）

平成28年より、缶バッチやアクリルキーホルダーの封入・封緘及びセットアップ、梱包作業を世田谷更生館に発注していただいています。多くの工程が簡易的な手作業で構成されているため、利用者にとって適した作業となっています。

また、受注数量が数十万個に達することもあり、法人内の別障害者施設や近隣の他障害者施設にも継続的に作業を提供いただき、複数の障害者施設に対し、多大な貢献をいただいています。

令和 2 年度

障害者雇用支援プログラム

第1回 障害者就労支援施設『すきっぷ』見学会 ～知的障害者とともに働くイメージを作る～

令和2年10月23日（金）・30日（金）13:30～
世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ

【参加】企業5社6名 ほかに1名 計7名

■ 「すきっぷ」の概要と支援体制

主に知的障害のある方の「働きたい！働きたい！」を応援する、区内最大の就労移行支援事業所として平成10年に開所、これまでのべ656名の方の就職を実現してきた「すきっぷ」の活動や支援体制について、ご説明いただいた。

■ 作業室見学、利用者インタビュー

就職へ向けての訓練場面（印刷班とクリーニング班の作業の様子）を見学していただいた。また、施設職員による利用者へのインタビューをとおして「得意なこと」や「苦手なこと」を肌で感じていただき、障害者雇用の際の合理的配慮など具体的なイメージを深めていただいた。

■ 職場で役立つワークショップ

障害のある方にも伝わりやすいマニュアル作成のコツ等、実技を通して実際の職場で役立つ内容でワークショップを行った。

◆ 参加者の声

- ・利用者の生の声が聞けて勉強になりました。
- ・ワークショップを通じて、また作業見学をさせて頂きより実感がもてました。
- ・すきっぷ内の見学ができて大変参考になりました。また、業務内容の説明も分かりやすかったです。
- ・マニュアルについては、支援につなげられるような工夫の必要を感じました。
- ・障害者の方の仕事、雇用に対するポイントが理解できました。



第2回 世田谷区障害者雇用促進協議会感謝状贈呈企業による 障害者雇用事例紹介

令和3年3月24日(水) 14:30～ Zoom ウェビナー

【参加】企業12社12名 ほか20名 計32名

■ 障害者雇用事例発表

<雇用事例①>講師：株式会社ファーマみらい 薬局ファーマシー・フォー・ファーマシーズ

所長 菅野 雅人 氏

秋吉 はるみ 氏

世田谷区障害者就労支援センターすきっぷ 就労相談室

室長 名倉 杜郎 氏

<雇用事例②>講師：まいばすけっと株式会社 人事総務部 人事担当 齊藤 そのこ 氏

世田谷区障害者就労支援センターゆに (UNI) センター長 木本 真介 氏

令和2年度の感謝状贈呈企業の障害者雇用担当者様より、「障害のある方とどうやって仕事をしているのか?」「長く働き続けてもらうためにどのような工夫をしているのか?」「課題はどのように乗り越えたのか?」といった実際の取り組み事例を、ご紹介いただいた。

◆ 参加者の声

- ・企業の方の、採用時の工夫、作業の洗い出しの工夫、トラブル時の対応、支援機関との連携方法など具体的に知ることができ、とても参考になりました。
- ・各企業で、どのような準備をして、障がい者雇用を行っているかよく理解できて参考になりました。
- ・実際の就労の様子が伝わり、良かったです。
- ・企業の直接の声が聞けて大変勉強になりました。

<株式会社ファーマみらい スライド>

<まいばすけっと株式会社 スライド>

業務についての取り組みのまとめ

- ①視覚でわかるようなマニュアル作成を心がけています。
- ②報告・連絡・相談がしやすいように担当者を決めています。
- ③何か問題が起きたり、作業手順などの違いについては担当者が障がい者の方と話しをして、解決をするようにしています。
- ④社内で解決が出来ない時には、『すきっぷ様』に相談をして連携をとりながら解決をしています。
- ⑤担当者は障がい者の方の特徴などを把握して対応をしています。
- ⑥1ヶ月に1回程度、定期的に担当者が面談を行なっています。

「キャラバン隊」について

障がいのある方のみでチームを構成

店舗商品陳列チーム(キャラバン隊)

⇒1チーム約4～7人で商品の店出し作業を実施
毎日同じ2店舗を徒歩または電車で移動

レジの作業を取り除いて、店舗の従業員と協力しながら店出し、接客作業を実施



参 考 资 料

世田谷区障害者雇用促進協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、世田谷区障害者雇用促進協議会と称する。

(設置目的)

第2条 本会は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者の自立と社会参加を図る社会的責務を自覚し、関係団体・機関との連絡調整、情報交換を行い、区内の企業、事業所、学校、行政が協力して、障害者雇用への理解と啓発を増進し、もって障害者の雇用を促進するために設置する。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 障害者雇用の理解・啓発に関すること。
- (2) 障害者雇用の支援に関すること。
- (3) 障害者雇用の調査並びに研究に関すること。
- (4) その他雇用促進に関すること。

(事務局)

第4条 本会の事務局は障害者地域生活課障害者就労支援におき、原則として事務局事務は東京商工会議所世田谷支部、(公社)東京青年会議所世田谷区委員会、障害福祉部障害者地域生活課、世田谷保健所健康推進課、経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課が担う。

第2章 構成

(構成団体等)

第5条 本会は、原則として、次に掲げる活動・事業を行うもので構成する。

- (1) 本区の企業、事業所を多く統括する商工団体（別表1）
- (2) 障害児・者に対して就労・生活支援を行う教育機関・事業所・施設（別表2）
- (3) 区内の障害者団体を代表する団体（別表3）
- (4) 障害者に対して就労支援・雇用促進業務を推進する行政機関（別表4）
- (5) その他、本会が必要と認めたもの

2 賛助会員

本会の目的、活動等に理解を示し、賛助の意のあるものを賛助会員とすることができる。

(入会)

第6条 本会の趣旨に賛同し、構成団体になろうとするものは事務局に入会申込みを行い、常任幹事会の承認を得なければならない。

第7条 退会しようとする構成団体は、事務局に退会を申し入れ、常任幹事会の承認を得なければならない。ただし、以下の理由に当てはまる場合には退会とする。

- (1) 当該構成団体が解散したとき。
- (2) 当該構成団体が第5条に掲げる活動・事業を実施しなくなったとき
- (3) その他、やむを得ない事情があるとき

第3章 委員

(委員)

第8条 委員は、本会の構成団体等が推薦するものをもって充てる。

(委員の権利)

第9条 委員は、本会内の自らが出席できる種別組織に出席し、団体の代表として本会の運営に関する意見を表明することができる。

(委員の責務)

第10条 委員は、本会の会則を守るとともに決定された事項の取り組みを出身団体に働きかけなければならない。

第4章 組織

(種別)

第11条 本会の組織は総会、常任会、常任幹事会、事務局とする。

(構成)

第12条 各組織の構成は、次のとおりとする。

- 1 総会はすべての委員をもって構成する。
- 2 常任会は区内の商工団体、障害福祉団体を代表する団体、障害者就労支援を行う教育機関・事業体・行政機関が選出する委員（別表5）
- 3 常任幹事会は前2項の構成団体の中でこの会の運営の中心的役割を果たす団体の選出委員（別表6）
- 4 事務局には事務局長及び事務局次長をおく。事務局長及び事務局次長並びに事務局員選出母体は常任幹事会構成団体とし、役割分担については別表7のとおりとする。

第5章 役員

(役員体制と人数)

第13条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副 会 長 2人
- (3) 常任幹事 若干名

(役員を選出)

第14条 役員を選任は、常任幹事の中から互選によって任命される。

(役員を補充)

第15条 役員が欠けたときは、速やかに常任幹事会において新役員候補者を選出し、常任会の承認を受けなければならない。

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とし、前任者の任期満了の日から起算する。ただし再任は妨げない。

2 補充役員任期は、前項の規定に拘わらず、前任者の残任期間とする。

(役員責任)

第17条 役員は、会則及び総会の議決を遵守し、本会の目的達成のためにその職務を誠実に遂行しなければならない。

(役員任務)

第18条 会長は、本会を代表し、会務を総理し、会議を招集する。

2 副会長は、本会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 会長及び副会長がともに事故がある時は、予め指名する常任幹事が会長の職務を代行する。

第6章 常任幹事会

(常任幹事会招集)

第19条 常任幹事会は、会長が招集する。

2 常任幹事会は、会の活動が円滑に進むよう、原則として定例として年3回開催し、必要に応じて回数を増やすものとする。

(常任幹事会成立要件)

第20条 常任幹事会は、その構成員の過半数が出席しなければ、会を開き、議決することはできない。

(常任幹事会議決事項)

第21条 常任幹事会は、次の事項を議決する。

(1) 常任会及び総会の招集及びそこに付議する事項

(2) 前項のほか、常任幹事会において必要と認められた事項

(常任幹事会議決方法)

第22条 常任幹事会の議事は、出席した構成員の過半数で決する。

2 役員会の議長は、出席した役員のうちから、その都度選任する。

第7章 常任会

(常任会招集及び開催)

第23条 常任会は会長が招集する。また会長は委員の3分の1以上の要求があった場合は、臨時会を招集しなければならない。

2 常任会の開催は原則として四半期毎とし、必要に応じて開催回数を増やすものとする。

(常任会任務)

第24条 常任会は常任幹事会より付議された事項を審議するとともに、本会の目的

の実現のために適切に議事を提起し、必要なことを事務局に指示する。

2 事業計画・事業報告の議決及び事業の経費にかかる承認

第8章 総会

(総会の招集)

第25条 総会は原則として年1回開催するものとする。

第26条 総会は会長が招集する。また会長は委員の3分の1以上の要求があった場合は、臨時会を招集しなければならない。

(総会の成立要件と議決方法)

第27条 総会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、委員自ら出席できないときは、代理を出席させることができる。

2 いずれの総会も、総会の議事は出席した委員の過半数で議決する。

3 総会の議長は、会長をもって充てる。

(総会の任務)

第28条 総会は、次の事項に係る任務を果たす。

(1) 本区の障害者雇用促進事業の充実のための、意見表明及び情報提供、専門的支援

(2) 事業計画、事業報告、決算の審議と承認

(3) 決定された事業計画の実施への協力

第9章 経理

(会計または経理)

第29条 本会の事業に係る経費等については、原則として常任幹事会構成団体が負うものとして、そのために必要な金品の提供の範囲はその都度協議するものとする。

2 本会の経理事務については事務局が担当する。

第10章 雑則

第30条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行に必要な事項は、会長が定める。

2 会則の変更は常任会委員の2分の1の議決を要し、総会に報告するものとする。

附 則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

世田谷区障害者雇用促進協議会 会則別表 1～7

別表 1	第 5 条 (1)	本区の企業、事業所を多く統括する団体
東京商工会議所世田谷支部、(公社)東京青年会議所世田谷区委員会、(公財)世田谷区産業振興公社、世田谷区商店街連合会、(公社)世田谷工業振興協会		
別表 2	第 5 条 (2)	障害児・者に対して就労・生活支援を行う教育機関・事業所・施設
<p>【教育機関】 東京都立青鳥特別支援学校、東京都立光明学園</p> <p>【事業所】 世田谷区障害者就労支援センターしごとねっと、すきっぷ就労相談室、ゆに (UNI) 、特定非営利活動法人障害者支援情報センター、障害者就業・生活支援センターアイ・キャリア、東京都発達障害者支援センター、(株)世田谷サービス公社、(福)世田谷区社会福祉協議会、(福)世田谷区社会福祉事業団</p> <p>【施設】 世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ、世田谷区就労支援施設ゆに (UNI) 、世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファーム、社会就労センターパイ焼き窯、世田谷区立保健センター、</p> <p>障害者の就労支援を行う区内施設 3 施設 (持ち回りによる)</p>		
別表 3	第 5 条 (3)	区内の障害者団体を代表する団体
世田谷区障害者福祉団体連絡協議会		
別表 4	第 5 条 (4)	障害者の就労支援・雇用促進業務を推進する行政機関
渋谷公共職業安定所、渋谷労働基準監督署、東京障害者職業センター、東京都立中部総合精神保健福祉センター、(公財)東京しごと財団、世田谷区 (総合支所保健福祉センター保健福祉課、健康づくり課、経済産業部、世田谷保健所、障害福祉部)		
別表 5	第 1 2 条 (2)	常任会構成団体
東京商工会議所世田谷支部、(公社)東京青年会議所世田谷区委員会、東京都立青鳥特別支援学校、世田谷区、(公財)世田谷区産業振興公社、世田谷区商店街連合会、(公社)世田谷工業振興協会、渋谷公共職業安定所、世田谷区障害者福祉団体連絡協議会、世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ		
別表 6	第 1 2 条 (3)	常任幹事会構成団体
東京商工会議所世田谷支部、(公社)東京青年会議所世田谷区委員会、東京都立青鳥特別支援学校、(公財)世田谷区産業振興公社、世田谷区		
別表 7	第 1 2 条 (4)	事務局構成団体及び役割分担
東京商工会議所世田谷支部、(公社)東京青年会議所世田谷区委員会、世田谷区		
事務局長：東京商工会議所世田谷支部事務局長		
事務局次長：世田谷区障害福祉部障害者地域生活課長		

世田谷区障害者雇用促進協議会感謝状贈呈基準

平成25年5月改正

第1 趣旨

障害者の就労支援に協力し、活動実績が顕著であった事業所又は個人に対して、感謝状を渡しその功績をたたえる。

第2 設定基準

(1) 雇用支援

以下の全てに該当する、区内または区外の事業所。

- ① 障害者に理解を示し、障害者雇用を推進していること。
- ② 障害者の職場定着のための環境作りやマネジメントに取り組んでいること。
- ③ 区内の障害者を雇用し、概ね2年以上にわたる職場定着の実績があること。

(2) 授産活動

以下の全てに該当する、区内または区外の事業所及び個人。

- ① 障害者に理解を示し、障害者就労支援施設等への発注を行うなど、障害者の授産活動に大きく貢献していること。
- ② 概ね5年以上、継続して授産活動に貢献していること。

第3 推薦の方法

施設及び関係機関からの推薦による。

第4 表彰の決定

本会における幹事会にて行う。

第5 表彰の方法

表彰の決定を受けた事業所及び個人については、世田谷区障害者雇用促進協議会のイベントにて感謝状をおくる。

令和2年度世田谷区障害者雇用促進協議会 事業計画

1. 協議会の理念

本会は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者の自立と社会参加を図るため社会的責務を自覚し、関係団体・機関との連絡調整、情報交換を行い、区内の企業、事業所、学校、行政が互いに協力し、障害者雇用への理解と啓発を増進し、もって障害者の雇用を促進する。

2. 運営方針と重点事業

(1) 運営方針

- ①本協議会の活動が企業にとって魅力ある活動として、幅広い企業・事業者の参加を得られる努力をする。
- ②企業と就労支援側の相互理解を深め、企業側の障害者雇用促進を図る。
- ③本協議会の理念と事業の理解が進むよう関係機関等への広報に努める。
- ④区内事業者と障害福祉施設との交流の促進を図る。

(2) 重点事業

- ①障害者雇用の理解と啓発に関すること
- ②障害者雇用の支援に関すること
- ③障害者雇用のあり方等の調査研究に関すること
- ④その他雇用の促進に関すること

(3) 事業の取り組み

- ①理解と啓発に関すること
 - 1) 区内事業者の障害理解の増進
 - 2) 雇用支援プログラム・雇用促進フォーラムの開催
 - 3) 障害福祉施設の企業理解の増進
- ②雇用の支援に関すること
 - 1) 障害者雇用助成策の周知
 - 2) 障害者雇用に関する相談への対応
 - 3) ハローワークや企業、就労支援施設等とのマッチング強化
- ③雇用のための調査研究に関すること
 - 1) 企業の障害者雇用における問題の調査・研究
 - 2) 障害者雇用のための制度研究
 - 3) ユニバーサル就労※1に関する調査・研究
- ④その他雇用の促進に関すること
 - 1) 企業・事業所からの障害者施設への作業発注促進
 - 2) 各種イベント等での啓発活動

※1 「ユニバーサル就労」とは、働きたいのに働けずにいるすべての人を対象に、多様な就労形態で働くことを支援する仕組み 【「せたがやノーマライゼーションプラン」より一部引用】

世田谷区障害者雇用促進協議会 構成団体名簿

令和3年3月1日現在

	団体名	所在地
常任幹事会	1 東京商工会議所世田谷支部	〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ2F
	2 (公社)東京青年会議所世田谷区委員会	〒102-0093 千代田区平河町2-14-3 青年会議所会館2F
	3 東京都立青鳥特別支援学校	〒154-0001 世田谷区池尻1-1-4
	4 (公財)世田谷区産業振興公社	〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ4F
	5 世田谷区	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
常任会	6 世田谷区商店街連合会	〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ2F
	7 (公社)世田谷工業振興協会	〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ2F
	8 渋谷公共職業安定所	〒150-0041 渋谷区神南1-3-5 渋谷神南合同庁舎4F
	9 世田谷区障害者福祉団体連絡協議会	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 第2庁舎(障害施策推進課)
	10 世田谷区立障害者就労支援センター すきっぷ	〒156-0055 世田谷区船橋5-33-1
全体会	11 特定非営利活動法人 障害者支援情報センター	〒158-0081 世田谷区深沢3-26-18 サンワード深沢101
	12 社会就労センターパイ焼き窯	〒158-0082 世田谷区等々力2-36-13
	13 世田谷区障害者就労支援センター しごとねっと	〒154-0004 世田谷区太子堂2-15-1 野村三軒茶屋ビル8F
	14 世田谷区障害者就労支援センター ゆに(UNI)	〒158-0098 世田谷区上用賀5-14-1 上用賀アートホール2F
	15 障害者就業・生活支援センター アイ-キャリア	〒158-0083 世田谷区奥沢3-31-4 W. OKUSAWA4F
	16 東京都発達障害者支援センター	〒156-0055 世田谷区船橋1-30-9 (社福)嬉泉内
	17 東京都立光明学園	〒156-0043 世田谷区松原6-38-27
	18 渋谷労働基準監督署	〒150-0041 渋谷区神南1-3-5 渋谷神南合同庁舎5F
	19 東京障害者職業センター	〒110-0015 台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル3F
	20 (公財)東京しごと財団	〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター8F

全 体 会	21	東京都立中部総合精神保健福祉センター	〒156-0057 世田谷区上北沢2-1-7
	22	(株)世田谷サービス公社	〒154-0004 世田谷区太子堂3-25-9 東京日産太子堂ビル3F
	23	(福)世田谷区社会福祉協議会	〒157-0066 世田谷区成城6-3-10 成城6丁目事務所棟
	24	(福)世田谷区社会福祉事業団	〒154-0017 世田谷区世田谷1-23-2
	25	世田谷区立保健センター	〒156-0043 世田谷区松原6-37-10
	26	世田谷区立砧工房分場 キタミ・クリーンファーム	〒157-0067 世田谷区喜多見7-3-1
		区保健福祉課身体障害者福祉司代表(身体) 砧総合支所保健福祉センター保健福祉課	〒157-8501 世田谷区成城6-2-1
		区保健福祉課知的障害者福祉司代表(知的) 砧川総合支所保健福祉センター保健福祉課	〒157-8501 世田谷区成城6-2-1
		区健康づくり課保健相談係長代表 玉川総合支所保健福祉センター健康づくり課	〒158-0082 世田谷区等々力4-19-18 分庁舎
	27	区内障害者施設(身体)代表(R02~R04) 岡本福祉作業ホーム	〒157-0076 世田谷区岡本2-33-24
	28	区内障害者施設(知的)代表(R02~R04) さわやかはーとあーす世田谷	〒158-0098 世田谷区上用賀4-16-11
	29	区内障害者施設(精神)代表(R02~R04) しごとも	〒158-0082 世田谷区等々力3-4-1
	事 務 局		東京商工会議所世田谷支部
		(公社)東京青年会議所世田谷区委員会 (副委員長)	〒158-0094 世田谷区玉川3-13-8 七のはなビル3階 フロンティア法律事務所
		工業・ものづくり・雇用促進課 (世田谷区経済産業部)	〒154-0017 世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎4F
		健康推進課 (世田谷保健所)	〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-35
		障害者地域生活課 (世田谷区障害福祉部)	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 第2庁舎

編集・発行 世田谷区障害者雇用促進協議会

事務局 世田谷区障害福祉部障害者地域生活課
世田谷区経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課
世田谷保健所健康推進課

TEL 03-5432-2425

FAX 03-5432-3021

令和3年6月発行

再生紙を使用しています

石油系溶剤を含まないインキを使用しています